

小牧市都市計画マスタープランの改定について

1 都市計画マスタープランとは

(1) 目的と役割

都市計画マスタープランとは、住民に最も近い立場にある市町村が、創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示すとともに、地域別の整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かくかつ総合的に定め、市町村自らが定める都市計画の総合的な指針としての役割を果たすもの。(都市計画運用指針(国土交通省))

(2) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

2 小牧市都市計画マスタープランについて

(1) 小牧市都市計画マスタープランの経緯

小牧市では、平成4年の都市計画法改正(第18条の2追加)を受け、平成12年度に小牧市都市計画マスタープランを策定し、様々なまちづくりに取り組んできました。

その後、計画目標年次を迎えた平成21年度に、人口減少や超高齢化社会などの社会情勢の変化に対応するための改定を行い、平成28年度には、小牧市立地適正化計画の策定に合わせ中間見直しを行いました。

(2) 現在の小牧市都市計画マスタープランの概要

現在の小牧市都市計画マスタープランは、小牧市全体としての方向性を示す「全体構想」と、4の地域別に個々の特性に応じた方向性を示す「地域別構想」の2つから構成されます。

【全体構想】

1. 都市づくりの基本理念と目標

都市づくりの基本理念

- ◇ 「活力」あるまちづくり
- ◇ 「持続発展」するまちづくり
- ◇ 「魅力・美しさ」あるまちづくり

都市づくりの目標

- ◇ 小牧の顔にふさわしく、歩いて楽しい魅力あふれる中心市街地の再生と活性化
- ◇ 鉄道駅周辺等における地域拠点を中心に、日常生活に必要な機能の維持による暮らしやすさが確保された集約型市街地の形成
- ◇ 自転車や徒歩、公共交通を重視した、自動車に頼らないで暮らせる都市づくり
- ◇ 小牧の自然や歴史を大切にし、誇りの持てる都市景観、安全・安心な都市環境づくり
- ◇ 自然と調和しながら、新しい活力を生む産業基盤づくり

2. 都市づくりの方針

土地利用の方針、交通体系の整備の方針、みどり（公園・緑地等）の方針、下水道及び河川の整備の方針 等

3. 将来都市構造

住居系市街地ゾーン・高密度市街地ゾーン・工業系市街地ゾーン・森林ゾーン・田園ゾーン 等

中心拠点（小牧駅から小牧山周辺）・地域拠点（味岡駅周辺、桃花台センター地区、藤島地区） 等

広域交通軸・南北鉄道軸・東西公共交通（バス）軸 等

【地域別構想】

● 小牧地域

小牧の玄関にふさわしい魅力を備え、豊かで快適な暮らしのできるまち

● 味岡地域

安全で快適な生活利便性の向上と、魅力と誇りを持ち続けることができるまち

● 篠岡地域

都市と自然が共生し、豊かなコミュニティと新たな活力を育むまち

● 北里地域

快適に移動できる交通環境や活力基盤が整い、ふれあいを育むとともに安全で暮らしやすいまち

3 小牧市都市計画マスタープランの策定（改定）について

（１）策定の趣旨

現行の小牧市都市計画マスタープランの計画期間が平成 31 年末までとなっていることなどから、社会情勢の変化や都市計画を取り巻く法制度の改正などを踏まえ、平成 30 年度、31 年度の 2 ヶ年で新たな計画の策定（改定）を行います。

（２）策定の基本的な考え方

策定にあたっては、「尾張都市計画区域マスタープラン」に即すとともに、「小牧市まちづくり推進計画」の策定状況を十分に踏まえ、内容の整合を図るものとします。

（３）策定体制

1. 市民意見の反映
市民アンケート、市民懇談会、パブリックコメント
2. 小牧市都市計画審議会
計画案について諮問及び答申
3. 策定委員会
計画作成に関しての意見聴取
4. 庁内での検討
計画策定に関する調査・研究、素案検討

4 策定（改定）の視点について（案）

（１）地方自治体を取り巻く課題への検討

- ・ 少子高齢化時代における持続可能な地域社会の構築について
- ・ コンパクトで暮らしやすいまちづくりについて
- ・ 健全な産業発展のための環境整備について 等

（２）小牧市が直面する課題への検討

- ・ 若年世代の定住促進について
- ・ 魅力あふれる中心市街地の整備について
- ・ 桃花台ニュータウンでの少子高齢化の進展について 等

（３）より良い計画構築への検討

- ・ 市民に分かりやすく、実現性の高い計画づくり
- ・ 計画の実施状況等を定量的に評価する仕組みづくり 等